

## 第38回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和5年7月13日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 議題

少年事件の現状を踏まえた再非行防止の取組について

### 4 出席者等

#### (1) 家裁委員会委員

青木京子、佐甲学、鈴木亨、鈴木正弘、土屋健一、丹羽誠、坂公道、丸山貴洋、宮部弘美、山田哲也、横地洋一（五十音順、敬称略）

#### (2) 説明者

首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官、主任家庭裁判所調査官、首席書記官、次席書記官、訟廷管理官

#### (3) 家裁委員会事務担当者

事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

### 5 議事

#### (1) 新委員の紹介

（新委員）佐甲学、坂公道、丸山貴洋、宮部弘美

#### (2) 委員長挨拶

#### (3) 前回の委員会の振り返り

総務課長から前回の岐阜家庭裁判所委員会（議題「成年後見制度の利用促進及び地域連携に向けた取組について」）での意見等を踏まえた岐阜家庭裁判所における取組として、各自治体の協議会等に職員を派遣し、各地域の活動状況や市民後見人の育成状況等の把握及び意見交換を行ってきたことについて説明

した。

(4) 議題についての意見交換

少年審判手続の概要についてDVDを上映した後、家庭裁判所調査官から少年事件の現状や裁判所における再非行防止の取組について説明した。説明後に再非行防止に関する質疑応答と意見交換を行った（要旨は別紙のとおり）。

6 次回期日

令和6年2月9日（金）午後1時30分

7 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

### 意見交換の要旨

(以下、発言者は、委員長：●、委員：○、説明者：△と表示)

#### 1 裁判所からの説明に関する質疑応答

- 教育的措置や試験観察について、現行の教育的措置に付け加えるべき視点、更に期待する点、効率的な働き掛けへの工夫について御意見をお伺いするに当たり、まずは先ほどのDVDや家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の説明に関して御感想があればお受けしたい。
- 試験観察になる案件が少ないと思われるが、どれくらいの件数が試験観察に付されているか教えていただきたい。次に、補導委託試験観察という制度がいつ頃から始まった制度なのか、また、補導委託試験観察の岐阜管内での件数を教えていただきたい。
- △ 昨年度の岐阜管内での試験観察の件数は5件である。補導委託試験観察は従前からある制度で、身柄付補導委託と短期補導委託で合計3件である。件数が少ない理由としては、コロナ禍で乳児院や老人介護施設でのボランティア活動が難しかったことが考えられる。
- これまでの傾向として、試験観察の件数は減ってきているのか。それとも、あまり変わらないのか教えていただきたい。
- △ 少年事件の件数自体が減ってきており、試験観察の件数も減少傾向ではある。
- 岐阜家裁の裁判官として補足すると、試験観察の件数自体は減少傾向ではあるが、最近は補導委託試験観察の中で、少年院へ送致するかどうかを検討する割合は増えてきている。
- 岐阜家庭裁判所で取り扱った少年事件の非行事実に関して、現場で働く皆さんのはじめで、単独事件の方が多いのか、それとも共犯事件が多いのかについて、教えていただきたい。

- △ 正確な数値はないが、全国的な統計でも共犯事件の件数は減少傾向を示している。この減少傾向については、少年の交友関係の持ち方にも関係していると感じる。SNS等で幅広くつながりを持つが、関わりは薄く、たくさんの交友関係を持っている割には、すごく孤独感を持っていたりする少年がいる。そのような関係性の質の変化が影響しているのではないかと感じる。
- 教育的措置である農業体験等については、試験観察の時に行っているという認識でよいのか教えていただきたい。
- △ 芋堀りなどの社会奉仕活動については、試験観察に付した上で実施している。ただし、教育的措置は体験型のものだけではなく、調査官が面接の中でワークシートを使用したり、心理テストや知能検査を実施したりして、少年自身の特性に気付かせる働き掛けをするものもある。また、裁判官が審判において訓戒指導を与えるなど、幅広い場面で教育的働き掛けをしている。
- 所属する団体では、自立支援施設に入所した子供たちと野球を行ったりしている。公認心理士の資格を持つ専門の職員が15人いるので、この者らが中心となり、継続補導という形で面接をして話を聴いている。
- 岐阜県の少年の再非行率はどの程度か。また、再非行、再犯については、同種事件で再非行をしているのか、別種の事件で再非行をしているのか、分かれれば教えていただきたい。
- △ 再非行の内容については、万引きだけを繰り返す少年もいれば、他の犯罪を犯してしまう少年もいる。
- 所属する団体で把握する令和4年の統計では、触法少年を除くと、県内で30%程度の再非行率となっている。
- 再非行の割合については、少年事件数の全体の3割強なのか、保護処分を受けた事件数の中でのものなのか、教えていただきたい。
- △ 犯罪白書の中での再犯率は、検挙された少年事件全体に対する割合となっている。その数値の中には、保護処分に付されたものもあれば、不処分や審判不

開始で終局した事件も含まれている。

## 2 意見交換

- 意見を頂く視点として、例えば昨今増加してきている事件で、児童ポルノ法違反などのスマートフォンやSNSなどのツールを介して行う非行や、大麻取締法違反などの薬物非行に対して、どのような働き掛けが有効、有益であるかという視点からの御意見があればお伺いしたい。

また、令和4年4月から民法上の成年年齢となった18歳、19歳の非行少年（特定少年）に対する働き掛けについて、今後どのような工夫や配慮が考えられるのか、18歳で成人となり、法律行為を単独で行うことができるようになるが、適切な法教育を行うためのアイデアや、就労に向けての支援としてどのような工夫が考えられるかという観点から御意見をお伺いしたい。

最後に、家庭裁判所が効果的な教育的措置の充実を図るために地域社会、学校、その他関係機関との連携が必要であると考えているが、連携可能な社会資源についてお伺いしたい。例えば、当庁においては老人ホームや乳児院に御協力いただいて、少年に社会奉仕活動を経験させているが、その他にどのようなところが考えられるのか。また、当庁では万引きに関する講習を行っているが、何か他の講習のアイデアがないかどうか、会社を経営されているような個人の身柄付き補導委託先がないかどうか、連携に当たっての工夫など御意見をお伺いしたい。

- SNS等については、若い方の多くが利用しているものを感じている。問題となる少年の身近な大人も、SNSの知識や危険性について理解を深めていくことが有用ではないか。少年だけではなく、周りの大人才に対しても働き掛けることが必要ではないかと感じている。
- 所属する団体では、学校で情報モラルの教室を年に230回開催している。保護者も含めると、年間で6万人弱の方に聴講していただく取組を行っている。
- 若い時に失敗を経験した者の中で、次の若い世代には自分のような失敗をさ

せたくないと思う者から、その経験を話してもらう機会を設けることができれば、少年にとってインパクトのあるものになると思う。

- SNSは便利なツールであり、若者が興味を持つことは良いことだと思うが、画面越しのため実体験を伴わず、自分の体験としては残らない。教える側もこれらの便利なツールを使って教育をしているので、痛みだとか、そのような実体験が伴わない面がある。できるだけ体験として捉えてもらえるよう、助産師に協力をしてもらい、「生命（いのち）の授業」を実施した。体験を積み重ねていくことで、自分の興味のある知識と体験が重なり合うことが大事である。知識と体験のかい離が、同じ過ちを繰り返すことの原因になると思う。
- 事件を起こす少年というのは非常に未熟であり、想像力に欠如があるとか、共感する能力が低いと感じることがある。発達障害の子、親から虐待を受けていた子、ネグレクトの子などが多く、これらの子に罪を犯したことについて「悪いことをしたんだよ。」と一般的な説明をしても、何となく悪いことをしたと理解はしているが、現実的なものとしては受け入れきれずに、本当は理解していないところがある。被害者の声や薬物障害の方の話を直接聞けるような機会があれば良いと思う。実体験として感じてもらわないと、あまり意味がないと思う。
- 18歳、19歳の非行少年である特定少年に対する働き掛けについて、御意見等あればお伺いしたい。
- 自分の身を自ら守ることのできる社会の仕組みについて、高校の授業で教えるとか、社会保障や社会福祉についてもう少し教育すべきではないかと思う。私も大学の授業の中で、労災保険がアルバイトにも適用されることなどの話をしたりしながら、学生も社会保障制度に守られる立場であり、社会の一員であることを自覚させることを少し意識をしながら授業を行っている。
- 今の大学生に対して、こういう風な視点から物事を捉えると受け入れてもらいやすいという点があれば、お伺いしたい。

- 失敗したときに自分で問題を抱え込まずに、すぐに気軽に相談できる窓口をたくさん伝えておくことが、失敗を隠して深刻化することにつながると思う。
  - 所属する団体では、三、四年前から、大学1年生に対して闇バイトに関する啓発を始めている。今年3月に政府が闇バイト対策のプランを発表したので、そのプランを受けて大学や専門学校で教室を開いている。全日制の高校生というのは平日に授業があるため、闇バイトに手を染めにくく、大学生、専門学校生及び通信高校生が闇バイトに手を出す者が多くなってきているため、そうした学校等に出向いて話をしている。
  - 大学や専門学校などに所属している少年に対しては、少年の所属する組織に働き掛け、講演を行うことで、啓蒙、啓発はある程度浸透するかと思うが、学校に通っていない、仕事にも就いていない、どちらかといえば家庭に引きこもりがちという、そういう子供たちに対して影響を及ぼす術は少ない。そのため、彼ら彼女らに対して届くメッセージが何かないかと考えるべきである。この子らはSNSやユーチューブを普段からスマートフォンで観ているので、その中で何か一つ、目に触れるコンテンツがあれば、影響力向上につながることがあると思う。
  - 特定少年に関しては、検察官に送致されて起訴された場合、実名報道するかどうかは報道機関の判断に委ねられている。実名報道される恐れがあるということを教えておく必要がある。また、振り込め詐欺のような犯罪については、大方の若者は犯罪組織の上層部に駒のように扱われ、ただ言われるがままに犯罪を実行している。本人には何の利益もないのがほとんどであるため、得にはならないということを教えていく必要がある。非行を犯した少年に対しては、将来の更生に向けて就労支援等を行っていかなければならないと思う。
- 家庭裁判所が教育的措置を実施する際、連携できる社会資源、社会奉仕活動先、身柄付補導委託先などはないか。また、連携に当たって工夫できることは

ないか御意見をお伺いしたい。

- 教育的措置での連携先（補導委託先）の方にとって、連携するメリットとして現状では何があるのかを教えていただきたい。

△ そもそも何らかのメリットが得られることを目的として補導委託を受け入れてもらっているわけではないが、例えば、身柄付補導委託の場合は、少年と寝起きを共にしてもらい、一緒に作業等に携わる中で、少年の立ち直りに貢献することで、地域社会の安全に寄与していることを実感していただいているものと思う。

なお、メリットではないが、委託を受けた際に掛かる事務費などは、補導委託費として支払っている。

- 補導委託先の方が、自分の所の施設は裁判所の補導委託先であるということを世間にオープンにしてもよいのか。裁判所と補導委託先には、そのような取決めがあるのか教えていただきたい。

△ 基本的には、オープンにはしていただきていない。

- 逆に、補導委託先になるデメリットはあるのか教えていただきたい。例えば、雇った少年が問題を起こしてしまったときの責任というものはあるのか。

△ 裁判所と委託先とは、少年の生活や就労が円滑に進むように、連携を取りながら補導委託を行っている。調査官も少年と定期的に面接などの働き掛けを行いながら、事故等が起きないように努めている。稀に委託先から逃げ出してしまうとか、就労先でトラブルを起こしてしまったとか、再非行してしまうとか、そういうことが起こると、どのような状況でトラブルが発生してしまったのか、いろいろと報告をしていただくために、御協力をお願いすることになる。委託先には協力のために時間を割いてもらうことがデメリットであるかもしれない。

- 皆さんの意見を聴きながら、実際に当社でも少年を引き受けることができるかどうか考えてみたが、きちんと少年の面倒を見ていけるのか、毎日話し掛けができるのか、これらのことと会社のスタッフがやるとなると、なかなか

か難しいのではないかと思う。

- 裁判所が補導委託先を探しているということを、大々的にPRすることはできるのか教えていただきたい。
  - △ 企業経営者の団体等に協力要請することは可能である。
- 罪滅ぼしのための社会奉仕活動と通常のボランティア活動について、どのようにしたら一緒に実施できるのかということが課題である。少年への動機付けのほか、受け入れる側が社会的意義を見出していくかないと難しいと思う。障害者の施設と農業者が農福連携でマッチングをしているが、お互いにWIN-WINの関係となっており、農業者は障害者の方を働き手として活用できている。同様に、補導委託の意義とかメリットを見出し、宣伝することが一番大事なポイントではないかと思う。また、罪を犯す少年には、孤独な人たちや、現在引きこもりの人たちも多いと思う。引きこもりの人たちに向けての就労支援については、少しずつ居場所を作り、「取りあえず居てもいいよ」という場所から、「少しパソコンを触ってもいいよ」とか、そのように順序立てて社会との関わりを作っているので、そのようなやり方を少年に対する就労支援にもつなげていくことができないかと思っている。
- 教育的措置として少年を引き受け入れるのは、高齢者施設でも難しい所がある。そもそも、子供たちの居場所がなくなってきたという現状がある。子供を支える家庭の居心地が良くなかったりするため、子供の居場所作りを応援する活動を行っている。応援活動をするサポーターも徐々に増えてきている。そのようなサポーターの所に、少年審判手続を終えた人たちをつなげていけるのではないかと思う。
- 有益な御意見に感謝するとともに、今後の裁判所の運営の参考にさせていただきたい。